

鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰により収益が悪化している公共交通事業者の事業継続を支援することにより、市内及び広域における市民の移動手段の維持を図るため、公共交通事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者として令和5年3月31日以前に法第4条第1項の許可を受けている者であって、第5条の申請の日（以下「申請日」という。）において市内に乗降可能な停留所を有する乗合バスの路線を有するものをいう。

(2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として令和5年3月31日以前に法第4条第1項の許可を受けている者であって、申請日において市内に事業所を有し、営業を行っているものをいう。

(3) 特殊車両 事業用自動車（タクシー事業者が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）のうち、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第2条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両、一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について（平成19年九運公第3号）別表に規定する特定大型車等で、流し営業（事業用自動車で行きながら乗客を探す営業方法をいう。）に使用されない車両をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各

号のいずれにも該当する乗合バス事業者又はタクシー事業者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成 24 年鹿屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第 2 号様式）
- (2) 法第 4 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 乗合バス事業者にあつては、補助対象路線便数内訳書（別記第 3 号様式）
- (4) タクシー事業者にあつては、補助対象車両等内訳書（別記第 4 号様式）、市内の事業所に配置する事業用自動車の車検証の写し（ガソリン又は軽油車であるもの及びオートガス車、ガスハイブリッド車又は電気自動車で、かつ、特殊車両でないものに限る。）及び令和 5 年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）現在において当該事業所に所属する乗務員の数を確認することができる勤務表等の写し

2 補助金の交付の申請の期限は、令和 5 年 10 月 31 日までとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第 6 条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第 5 号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに補助金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助金の額
乗合バス事業者	<p>補助対象者自らが運行する路線の運行便数(基準日現在の時刻表において週当たりに運行する最大の便数をいう。)に市内走行キロメートル数及び90円を乗じて得た額。ただし、次の各号のいずれかに該当する路線を除く。</p> <p>(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付の対象となる路線（以下「地域間幹線系統路線」という。）のうち、同要綱別表2の5の項に規定する平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統に該当しない路線</p> <p>(2) 鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱（平成19年鹿屋市告示第38号）に基づき鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金の交付の対象となる路線</p>
タクシー事業者	<p>基準日において市内の事業所に配置するガソリン又は軽油を燃料とする事業用自動車の数に2万円を乗じて得た額。ただし、基準日における当該事業所に所属する乗務員の数、当該事業所に配置する特殊車両を除く事業用自動車（オートガス車、ガスハイブリッド車、電気自動車等ガソリン又は軽油を燃料としないものを含む。）の数に満たない場合は、当該2万円を乗じて得た額に当該乗務員数を当該特殊車両を除く事業用自動車の数で除して得た割合を乗じて得た額</p>

注 「市内走行キロメートル数」とは、地域間幹線系統路線にあつては鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第16号）に基づく鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金の算定に用いる市内乗入キロメートル数を、その他の路線にあつては当該路線の市内乗入キロメートル数（市外にまたがる場合は、市外において最初に降車可能な停留所までのキロメートル数を含む。）をいう。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼
請求書

鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、
鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定によ
り関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 申請者の区分及び交付申請額

区分	交付申請額	備考
乗合バス事業者	円	別記第3号様式「補助対象路線便数内訳書」の③の額
タクシー事業者	円	別記第4号様式「補助対象車両等内訳書」の④の額

2 振込口座

金融機関名			支店等名				
種 別	1 普通	2 当座	口座番号 (右詰めで記入)				
フリガナ							
口座名義							

注 申請者名義の口座を御記入ください。

第2号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者
所在地
名称
代表者名
(署名又は記名押印)

当社（私）は、鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に関して次のとおり誓約します。

- 1 補助金の交付要件を満たしています。また、今年度においてこれまでに当該補助金の交付を受けていません。
- 2 令和5年4月1日以前から鹿屋市内で事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 3 事業を営むに当たっては、引き続き国、鹿児島県及び鹿屋市の施策に沿った感染症対策に取り組めます。
- 4 申請内容について虚偽が判明した場合は、補助金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 5 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 補助金は、口座振替により受領します。
- 7 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報に関する照会又は調査に同意します。
- 8 次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入等契約を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益又は便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

第3号様式（第5条関係）

補助対象路線便数内訳書

番号	起点	経由地	終点	市内走行距離 (km) ①	週当たり便数 (便) ②	補助金額(円) (①×②×90)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
補助金額合計③						

(1,000円未満切捨て)

上記については、令和5年7月1日現在において当社が運行している路線及び便数に相違ありません。

年 月 日

所在地
 名称
 代表者名
 (署名又は記名押印)

注1 市内走行距離については、以下により算定したキロメートル数を記載すること。

(1) 地域間幹線系統路線にあつては、鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金の算定に用いる市内乗入キロメートル数

(2) その他の路線にあつては、当該路線の市内乗入キロメートル数（市外にまたがる場合は、市外において最初に降車可能な停留所までのキロメートル数を含む。）

2 週当たり便数については、令和5年7月1日現在の時刻表において週当たりに運行する最大の便数を記載すること。

第4号様式（第5条関係）

補助対象車両等内訳書


1 ガソリン又は軽油車の数 ① 台 （注 裏面の表中①の数と一致すること。）

2 一般車両の数 ② 台 （注 裏面の表中②の数と一致すること。）

3 乗務員の数 ③ 人 （注 令和5年7月1日現在において市内の事業所に所属する乗務員の数に記載すること。）

4 補助金の額

- 一般車両の数が乗務員の数と同じ場合（②＝③）
- 一般車両の数が乗務員の数を下回る場合（②<③）

 ガソリン又は軽油車の数① 台 × 20,000円 = 補助金額④ 円

一般車両の数が乗務員の上回る場合（②>③）
ガソリン又は軽油車の数① 台 × 20,000円 × 乗務員の数③ 人 ÷ 一般車両の数② 台 = 補助金額④ 円
(1,000円未満切捨て)

本書に記載した内容については、令和5年7月1日現在において当社が鹿屋市内の事業所に配置する車両及び所属する乗務員の数に相違ありません。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

(署名又は記名押印)

(裏面)

1 事業用自動車の内訳

燃料区分	自動車登録番号				車両の区分 (いずれかに○)	
					一般車両	特殊車両
ガソリン又は軽油	(例)鹿児島	501	た	9741	○	
		小計台数①			台	—
上記以外 (LPG、電気等)						
		<input type="checkbox"/> 記載省略 (「申請者情報及び補助対象車両 情報 (PCKK指定書式)」添付)				台
合計台数②					台	

- 注1 令和5年7月1日現在、市内事業所に配置する車両を記載すること。
- 2 「特殊車両」とは福祉タクシー車両、特定大型車等で流し営業に使用されない車両をいい、「一般車両」とは「特殊車両」に該当しない車両をいう。
- 3 LPガス車については、国土交通省が実施する「令和5年度タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業(第8期)」における「申請者情報及び補助対象車両情報(PCKK指定書式)」を添付することで記載を省略することができる。この場合において、記載を省略したLPガス車の一般車両及び特殊車両の数をそれぞれ該当欄に記載すること。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び
交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市公共交通事業者燃料価格
高騰対策支援事業補助金については、鹿屋市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援
事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付
額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円